

2024年5月13日

各位

会社名株式会社ナガオカ

代表者名 代表取締役社長 梅津 泰久

(コード番号:6239 東証スタンダード)

問い合わせ先 取締役管理本部長 楯本 智也 電話番号 (TEL. 06-6261-6600)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 処分の概要

 - · / C/V · · I/U A			
(1)	払込期日	2024年6月21日	
(2)	処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 493,000 株	
(3)	処分価額	1 株につき 1,623 円	
(4)	処分総額	800, 139, 000 円	
(5)	処分予定先	当社の従業員 94名 493,000株	
(6)	その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨 時報告書を提出しております。	

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年3月12日開催の当社取締役会において、当社の従業員が、当社株式を 所有することにより経営参画意識を高めると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進め ることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入することを決議い たしました。

本日、当社取締役会により、当社第 21 期事業年度から第 30 期事業年度(2024 年 7 月 1 日~2034 年 6 月 30 日)までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の従業員 94 名 (以下、「割当対象者」という。)に対し、金銭報酬債権合計 800, 139, 000 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 493,000 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という。)を締結すること等を条件として支給いたします。

#### 3. 割当契約の概要

#### ① 譲渡制限期間

2024年6月21日から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び社員(当社社員就業規則にいう「社員」をいう。以下、同じ。)のいずれの地位からも退任又は退職(なお、退任又は退職と同時に当社の取締役、執行役員又は社員のいずれかの地位に就任又は再任する場合は、本割当契約にいう「退任又は退職」にあたらないものとする。以下同じ。)する日(ただし、当該退任又は退職の日が2024年9月30日以前の日である場合には、2024年10月1日)までの間

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」という。)において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」という。)。

### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降 2034 年 6 月 30 日まで(以下、「本役務提供期間」という。) に当社の取締役、執行役員及び社員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

# ③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本役務提供期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は 社員のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間満了時点をもって、 当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除い たします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本役務提 供期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び社員のいずれの地位からも退任又 は退職した場合には、原則として、2024年7月1日から割当対象者が当社の取締役、 執行役員及び社員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数(1 か月に満たない月数は切り捨てるものとし、原則として休職期間の月数は除く。)を120 で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点におい て割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端 数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該退任 又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

#### ④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

## ⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、2024年7月から当該承認の日を含む月までの月数(1か月に満たない月数は切り捨てるものとする。)を120で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該

承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数 (ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

# 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、 当社取締役会決議日の直前営業日(2024年5月10日)の東京証券取引所における当社普 通株式の終値である1,623円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株 価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上